

●香川県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年3月27日から同年4月16日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|---------------------------------|
| 高松市三谷町字木蓮池3423番 1地先から 高松市三谷町字木蓮池3450番 1地先まで | 14.9~18.5 | 33 | 平成11年1月22日付け香川県告示第52号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和8年3月27日